第71回FIAF シドニー・キャンベラ会議 報告

A Report on the 71th FIAF Congress in Sydney and Canberra

デジタル時代のアクセスと法制度

松山ひとみ Hitomi Matsuyama

4月12日から18日までの七日間、第71回国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)会議がオーストラリアのシドニーとキャンベラで開催された。本稿では、会期中二日にわたっておこなわれたシンポジウムの概要を報告し、注目すべき発表のいくつかを紹介する。

映画を集め、保存し、コレクションへの公共アクセスを維持するフィルムアーカイブの基本活動には、保存・活用のための複製や公開に伴う著作権処理といった手続きが不可欠である。また、映画の法定納入(リーガル・デポジット)制度にもとづいて国内製作・公開作品を受け入れ、網羅的なコレクションを形成している機関など、なんらかの法的根拠をもって活動をおこなうフィルムアーカイブも多く存在する。従って、今回のFIAF会議の中心テーマ、〈法をめぐるフィルムアーカイブの諸問題〉とは、とくに新しいトピックではなく、第52回エルサレム会議(1996年)、第64回パリ会議(2008年)と、これまでにも重ねて議論されてきた。

しかし近年のデジタル環境にあって、おそらくほとんどのフィルムアーカイブが改めてこのテーマと向き合う必要——インターネット利用者の高まる期待に応えることや溢れる動画コンテンツとの差別化、あるいは、より時代に即したアーカイブ活動を可能にするために法改正へ向けて働きかけること——と、これらの課題の喫緊性を感じていたに違いない。財政状況に困難を抱える機関も少なくないなか、近隣アジア・アセアン諸国はもちろん、遠く地球の反対側からの積極的な参加もあり、41カ国から170名が一堂に会した。

オーストラリア国立フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ(NFSA)が会議のホストを務めるのは、設立2年後の1986年キャンベラ開催以来2度目となる。NFSAはこの間に、200万点を超える映画・音声・放送資料を保存管理する機関へと成長し、キャンベラの本部と収蔵庫のほか、シドニー、メルボルンに置かれたアクセス・オフィスを含め178名の職員が勤務している(2015年1月現在)。今回は、2010年にユネスコ都市創造ネットワークの「映画都市」に認

定されたシドニーでの華やかなオープニング とシンポジウムののち、「集合場所」を意味する 先住民の言葉が語源であるとも言われる首都 キャンベラへ場所を移して各種会議(第二世 紀フォーラム、委員会ワークショップ、地域・ 全体・役員会議)がおこなわれた。

フィルムアーカイブのデジタル化と 法制度

「フェアリー・リーガル:知的財産、コンテン ツ規制、フィルム・アーカイビング、わたした ちはどこへ向かっているのか? (Fairly Legal: Intellectual property, content regulation and film archiving: where are we heading?) \(\) 題されたシンポジウムは、個人コレクターとし て米国のウェブ・アーカイブ団体「インターネッ ト・アーカイブ | や米国議会図書館コレクション への貢献で知られ、またカリフォルニア大学サ ンタクルーズ校で教鞭もとるリック・プレリンジ ャーの基調講演から始まった。職業的なアーキ ビストとしてではなく、アーカイブの歴史と未 来について考えてきたメタ・アーキビストという 立場から、これまでのフィルムアーカイブの活 動をデジタル・アクセスがもたらす新しいサイ クルに乗せて行くことについて、示唆に富むさ まざまな論点を提供した。

紙幅の都合上、すべてを紹介することは許さ れないが、たとえば、フィルム保存の観点から、 ともすると一度きりのものと捉えがちであるデジ タル化を、今後更新の可能性もある継続的プロ グラムとして考えること、デジタル化によりアー カイブコレクションを外に出すことで、それらの フィルムの価値が再び生まれること、「アクセ ス」という言葉は消費を暗に示すネオリベラル な用語ではなく、むしろ、人が文化を作り、歴 史を編む作業に参加するプロセスであることな ど、歴史をひもとく積極的な機関としてのフィ ルムアーカイブの活動がデジタル環境のなか で維持されることの意義を説いた。また、法的 しがらみに絡め捕られたり、あるいは「映画愛 (Cinephilia) に囚われてアーキビストとしての 任務を忘れてしまったり、フィルムアーカイブ の陥りやすい保守的体制を指摘しつつ、「より

市民が利用しやすい、アクセシブルなアーカイブとなることを諦めてはならないと語った。

これに続き、「デジタル環境下の視聴覚コレクション」「政治と倫理」「著作権と競争的環境」という小テーマのもと、計15の口頭発表があった。ここで触れられた内容を大きくふたつの傾向に分けるなら、ひとつは法的な制約に対し前向きな解決策を講じるもの、もうひとつは直面する深刻な課題を浮き彫りにし、メンバー機関とそれを共有するものであったといえる。

まず前者として、マス・デジタル化(定義は ないが、年間100作品以上をデジタル化する プロジェクトを指すことが多い)ワークフロー と、それに続くオンラインアクセス提供の事例 報告の数々が挙げられる。米国議会図書館お よびEYEフィルム・インスティテュート(オラン ダ)の例を後に詳しく取り上げるが、そのほか、 俯瞰的な権利状況分析をおこなうことで作業 量を把握し、地域アーカイブ所蔵映像を含む 10.000タイトルを2017年までの5年間で効率 的にデジタル化し公開するプロジェクトを実 行している英国映画協会や、数年間に渡るロ ビー活動を経て、ハイエンドなデジタル化(5 年間で500作品のDCPを作成)のための機材 導入と人件費をカバーする450万ユーロ(約6 億円)という予算獲得に至ったスウェーデン映 画協会など、明確なゴールに向けた各館の取 り組みに感心しきりであった。また、米国やオ ーストラリアでは、現状との齟齬を生んでいる 著作権法に対し、フィルムアーカイブという立 場から法改正に向けた意見提出の機会があり、 それらの成果も今後期待される。

一方、フィルムセンターからはとちぎあきら主任研究員が、法定納入を欠く日本のフィルムアーカイブの収集活動に加え、映画に関わる複雑な著作権法について丁寧に開示し、諸外国からの注目を集めたが、映画の網羅的収集を可能にするはずの法定納入制度が採用されているフランスとデンマークからはそれぞれ、映画産業のデジタル化によってもたらされた制度の実質的な崩壊問題が報告された。フランス国立映画センターは、法文の記述がフィルムフォーマットのみを対象とするために、昨年、納付

ことを明かした」。デンマーク映画協会は、収集 対象とされてきた字幕付きの公開外国映画が収 集不可能となっており²、上映プログラムの多様 性を維持して行くため、国際間の協力体制を一 層強化すること、およびアクセス可能なDCPリ ストの作成など、対策の必要性を強調した。

確かにこれまで、製作国ですでに失われた作 品のプリントが海外のアーカイブコレクションに 含まれていた、という事例は数多くあった。だが 今後、そういった幸運は期待できず、まして製 作国での保存も確実ではないという、作品の完 全な消失の危険性は高まりつつある。法の機 能不全ともいえるこれらの事例を受け、そもそ も法定納入制度のないオーストラリアのNFSA のように収集方針の充実に注力すべきという声 もあるが、いかなる方法であれ、積極的に集め、 保存することなしには、アクセス不可どころか消 えてしまう、というデジタル映画の未来について、 改めて認識を共有し、また法の有効な在り方に ついても、しばし考えをめぐらす時間となった。

このように、多くのフィルムアーカイブにとって、 デジタル化やデジタル資料の取り扱いがすでに 日常業務となっていることはもはや驚くべきこと ではないようだ。けれども、デジタル資料を公 開し、新たな文化資源として供していくために 欠かすことのできない法制度との関係を考える とき、アーカイブの法律家(権利処理/ライセ ンス専門員)の存在は、もっと注目されるべきで あろう(ちなみに、フィルムセンターにはそうい った専門職は存在しない)。今回、フィルムアー カイブ実務にあたるアーキビストやキュレーター の陰で普段あまり発言の機会がない彼らが表舞 台に登場したことは、極めて特徴的かつ貴重で あった。以下では、フィルムアーカイブ活動を 支える縁の下の法律家、あるいは本シンポジウ ムでアーキビストたちをいくらか励ましたに違い ない女神たちからの報告に光を当ててみたい。

法解釈とフェア・ユース (米国議会図書館、ホープ・オキーフ)

米国議会図書館からはまず、視聴覚資料保 存センター(パッカード・キャンパス)の主任で あるグレゴリー・ルコウから米国著作権法改正 に向けてのヒアリングに対し議会へ提示したケ ース・スタディ³および10,000点に及ぶ音声記録 を無料オンライン公開するNational Jukebox プロジェクト4の報告があった。 続いて、話し手 のバトンを受けた法律家のホープ・オキーフは、 冒頭、「アーカイブはもっとリスクを侵してかま ▲シドニー会場となった国立海事博物館

されるべき映画のおよそ9割が未納入であった | わない!」といういささかアグレッシブな、しかし 心強い発言で会場を沸かせ、フェア・ユースと 著作権法の制限規定第108条h項⁵などに解釈 の余地があることを述べつつ、実際に生産的 な解釈を適用した例として、公共放送局からの 40,000時間に及ぶ素材の受け入れとそれらの 公開作業を紹介した。

> 対象となる素材の著作権状況は多様であり、 米国には孤児作品登録システムもないため、ひ とつひとつを調べて処理することは極めて困難 な状況であったといえる。そこで、研究・教育目 的としてのフェア・ユースの考えをあてはめ、研 究者だけではなく一般(学生)に向けて、ニュー ス、公共イベント、ドキュメンタリーなどのコン テンツに絞った公開をおこない、権利者の許可 なく利用が可能な領域を増やした。そのほかの 素材についても、メタデータのみ、もしくはコン テンツの一部のみというかたちでの公開をして いる。アーカイブの考えるリスクが、実際は誰も 気にしないものがほとんどであるため、権利侵 害を恐れるのではなく「公開したことで気にする 方がいれば教えてほしい」という姿勢をとる。ア ーカイブがコレクションを保存し、それは守るこ とであるのは言うまでもないが、「外に出すという ことも考えてほしい」というオキーフ氏の言葉に は、母のような愛が感じられた(ような気がす る)。大陸法・英米法の違いもあり、米国の姿勢 を単純に真似ることはできないが、孤児作品を もっとオンライン上に掲出して、見えるようにし ていきたいという声は会場からも多く聞かれた。

アクセス環境の差別化 (NFSA、ブロンウィン・ドウダル& シェヴァウン・オニール)

次に、近年メディアを取り巻くアテンション・ エコノミー(Facebookの「いいね」やYouTube の視聴者数などが経済効果や評価に影響する) に、公共文化施設がどのように対処するのか、 こうしたテーマに関するNFSAからの報告であ

▲オープニングを宣言する主催者オーストラリア国立フィルム・ア ンド・サウンド・アーカイブ(NFSA)のマイケル・レーベンスタイン

る。NFSAのミッションは、オーストラリアの視 聴覚資料を長期的に保存するだけでなく、それ らのコレクションを、国内にとどまらず、世界の 人々と共有することにある。人々の生活はいま やオンラインメディアとともにあり、昨年の調査 では、インターネットを利用しているオーストラ リア国民のほぼ半数がオンラインで映画を観て いるという数字が出されている。そんななか、 YouTubeなどのコマーシャルプラットフォーム と、NFSAのような公共施設が異なっているとい うことは一般利用者からは見えにくい。YouTube にアップロードされているものが実際どんな素 性のものなのか、どんな編集がされ、どんな情 報を伴っているか、利用者には確かめるすべが ほとんどないにもかかわらず、その豊富な情報 量だけで、利用価値が判断されていることもま た事実で⁶、YouTubeがビデオアーカイブの、 Google bookが図書館の代わりに存在していると いう勘違いは、実は危険なことでもある。

一方、NFSAは、収集・保存だけでなく公開・ 解釈に至るまでの責任を法的に負っており、専 門のキュレーターが高いレベルを維持する努力 をしている。オーストラリアには法定納入の義務 はないが、それは逆に、これまでのNFSAのコレ クションが映画製作者や権利者からの信頼の賜 物であることを示しており、これらのコレクション へのオンラインアクセスは、著作権者らの合意 を経て提供されている。さらに、NFSAは作品に ついての歴史的な背景、教育に資する情報など、 さまざまな価値を与えながらコレクションを公



開しているで。加えて、一般ユーザーとの距離 を縮める手立てとして、YouTube、Facebook、 Sound Cloudなどソーシャルネットワーキング サイトも積極的に活用しており、利用者がどの ようにNFSAサイトを訪れているのかといった 分析などをおこなっている。つまり、YouTube に対抗するのではなく、それとは別のオーセン ティックなアプローチで、公共文化施設のユ ニークな位置づけを確立しようとしている。

Be Creative! (EYEフィルム・インスティテュート、 レオンティン・ボウト)

オランダのEYEフィルム・インスティテュート からは、法的制約に対し、アクセス提供を拡大 するため採用した実行プランA・Bについての報 告があった。プランAは、著作権法の例外規定 の範囲を目的に合うようできる限り引きのばして 解釈する。まず、著作権法の例外規定を詳細 に調べることからはじめ、美術館・図書館・アー カイブといった文化機関に許可されている「専 用端末での利用」をEYE PODという館内視聴 用ビデオブースの設置に適用した。これにより、 煩雑な著作権処理を経ることなく、EYE所蔵作 品(全篇、またはその抜粋)が無料で提供されて いる。厳密には、教育・研究目的とは言い難い 素材も含むが、とくに著作権者らからの苦情は 受けておらず、2012年4月に開館した新館地下 のインタラクティブな常設展示とともに来館者 を楽しませている。次に、法解釈の範囲で取り 扱えない場合のプランBは、著作権者とのライ センス契約である。本来、保存目的の複製は認 められているものの、EYEがそれらを活用するに は、著作権者の許諾・契約が別途必要となる。

2007~12年にかけて実施したImages for the Futureプロジェクトでは7,500タイトル(3874時 間分)のフィルムをデジタル化した。 先に英国 映画協会の例でも触れたが、公開に向けてま ずおこなうべきは、権利状況を明らかにするこ とであり、それは著作権をクリアすることでは ない。このプロジェクトにおいて、7,090作品の 権利状況(483作品がパブリック・ドメイン、 2,479作品が孤児作品)を明らかにし、その後の 方針が検討された。もとはといえば、デジタル 化と公開だけでなく、それを収入につなげて予 算の一部を回収する、ビジネスモデルをつくり あげることがこのプロジェクトの最終目標であっ たが、その点については、早々に不可能である と判断され、実行者側の義務感は軽減された。

え、公開のためのセットアップにはプロジェクト パートナーである放送アーカイブとの共同でビ デオオンデマンド(VOD)プラットフォームを採 用している。そこでの公開のためには、権利者 からの許可をひとつずつ取り、対価を支払っ ていくのが順当な筋道であるが、潤沢とは言 えない予算状況を鑑み、自発的な拡大集中許 諾制度(Extended Collective Licensing)の構 築を試みた。EYEは著作権者(著作隣接権な ども考慮する)を探して、プロデューサーのみと 直接のライセンス契約を結ぶ。監督や作曲家 など、そのほかの権利者はCMO (Collective Management Organization)契約®を通して利 用の権利を許諾する代わり、VODプラットフォ ーム上での売り上げの10%から配分を受けるこ とになる。なお、残りの90%のうちの65%(全 体の58.5%)がプロデューサーへ、35%(同31.5 %)がサイトの運営費として使用される。また、 デジタル化済資料のさらなる運用を目指し、著 作権者はデジタル化済素材の複製をEYEから 購入(いかなるフォーマットにも対応)すること ができる。それを使用して利益を得る場合は、 その売り上げの50%をEYEに支払い、デジタル 化にかかった費用がこの収益により完済された のちも、EYEはデジタル保存のための費用とし て、引き続き売り上げの15%を徴収する。これ らのライセンス契約によって、著作権者との良 好な関係を築きつつ、デジタル化から活用ま での道を拓くことに成功した。自分たちの状況 を見つめ、課題と向き合うとき、ボウト氏は「創 造的に(be creative)!」と言う。これは、報告 された数々の事例に共通であり、今回のシンポ ジウムのなかで、最も印象的な言葉であった。

欧米では保守的すぎるアーカイブの姿勢や リスクマネジメントの在り方への見直しが進み、 デジタルの特性を活かしたオープンなアーカイ ブへの努力が日常的におこなわれている。一方、 オーストラリアでは、アクセス可能なコンテン ツの量よりも、それらが情報として良質である ことに重きを置くことで、法的制約の範囲内で のコンテンツの充実を図っている。フィルムセ ンターのフィルム保存環境が世界的に見ても 高水準であることに変わりはないが、デジタル 時代のアクセス提供、その方法や規模の面で、 まだまだ未解決の課題が多いのが現実である。 たとえば、①コレクションに関する権利状況の 全体把握、②法的制約内での普及活動促進に 向けた現行法の詳細な検討と普及プランニン とはいえ、アーカイブ素材からの収入も見据 | グ、③現行法で処理できない課題の抽出と然

るべき解決法の提案、といったステップがある なら、その進度とバランスがうまくとれているの か、さまざまな事例を通し、立ち返って学ぶこ とは大いにある。もちろん、アーカイブ活動の ための法整備の必要を軽視することはできず、 真っ向から法改正を求めることもひとつの方法 ではあるだろう。フィルムセンターは今後どの ような方向に向かっていくべきなのか。少なくと も、課題を創造的に解決してゆこうとする姿勢 を保ちながら、よりアクセシブルなフィルムア ーカイブを目指していかなければならない。

1 法定納入制度の歴史をルネサンス時代にまで遡ることのできるフラ ンスの誇るべき歴史のなかで、映画の納付率は1977年以来約88% という高い割合が保たれていた。しかし、昨年(2014)の映画に関 する内訳では、納付されるべき長篇映画350作品(うちフランス映 画258作品)に対し、納付されたのはわずか39作品(すべてフラン ス映画)であったという。これに対しフランス国立映画センターでは、 デジタル作品をフィルム化して受け入れる方法を検討している。

(フィルムセンター:BDCプロジェクト調査員)

- 2 1964年以来、法定納入制度により映画を収集しているデンマーク では、近隣のスウェーデンなどと同様に、国内で封切られた字幕入 り外国映画のプリントの収集・保存もおこなってきた。 これまで年間 約500タイトル近い公開プリント(字幕の付いたローカル・バージョ ン)の納付を受けていたが、近年、デンマークで製作された作品 (2014年は25タイトル)のみが納付されている。 コレクションの縮 小という内的な問題にとどまらない、今後のアクセスに関わるグロ 一バルな問題がここには潜んでいる。
- 3 1. Amateur home movies: 35.000点に及ぶホームムービーの受 け入れと、そこに含まれた来歴不明素材のカタロギング。
- 2. Identification Workshop:研究者やコレクター、アーキビスト が3日間集い、タイトル不明サイレント映画作品の同定を共同で行 うクラウドソーシングプロジェクト。316本中177本が同定された。
- 4 音声記録の歴史上最初の35年(1890-1925年)のすべてが、ソニーの 著作権下にあったものの、それらはいわゆる市場孤児(marketplace orphan、権利者が明らかであるにもかかわらず、その権利者がア クセス対応を放棄している/関心をもたないようなもの)の状態で あると判明。ソニーとの協議を経て、大規模公開(ウェブサイト http://www.loc.gov/jukebox/)に至った。
- 5 米国著作権法107条に示されるフェア・ユースとは、著作権者の許諾 なしにその著作物を利用することが可能となる条件を示したもので、 4つの判断基準(使用目的とその性格、使用する著作物の性質、使 用部分の量および実質性、潜在的な市場や価格への影響)に則し、 公正な利用であると評価される必要がある。また著作権法108条h 項とは、著作権保護期間の最後の20年間に関しては、図書館やア ーカイブ等の文化機関が、調査にもとづき、(A)営利対象、(B)ー 般に複製物が相当額で入手可能、加えて著作権者が(A)(B)を公表 している、という諸条件に該当しないと判断する場合、保存や研究の ための複製(デジタルを含む)をおこなうことができるとするもの。
- 6 アラン・マッキー(Alan McKee)の論文(YouTube versus the National Film and Sound Archive: Which Is the More Useful Resource for Historians of Australian Television?' Television & New Media March 2011 12: 154-173)で、オーストラリアテレビ史を研究する にはNFSAよりもYouTubeのほうが利用価値が高いと結論付けられ てしまったことなど。(とはいえ、YouTubeにあげられている動画 は著作権を侵害している場合が多く、彼の挙げたオーストラリア TV史に残る6番組のうち、いまではひとつしかYouTubeに残って いないと指摘された。)
- 7 NFSAはオンラインカタログ、教育用サイト、オンライン展示(たと えば、コリックコレクションhttp://nfsa.gov.au/collection/film/ corrick-collection/)のほか、外部機関との共同でコンテンツを提 供するプロジェクト(Anzac: Sights and Sounds of World War I http://anzacsightsound.org/audios/e-pari-ra-the-tide-surges), さらに、ブログなどを運営している。
- 8 CMOとは、著作権を集合的に管理している諸機関のことで、たとえ ば一般社団法人日本音楽著作権協会のような組織が含まれる。 EYE が契約を結んだのは、音楽や脚本家、監督らの権利を集合的に取 扱う5機関で、EYEからは調査した著作権者に関する情報を提供し、 各機関が再度その情報に照らして権利者情報を調査する。孤児作 品やPD作品に関しても、EYEからは作品情報を提供し、売り上げ の10%は諸機関に分配されるという。